5〔養護教諭〕

受験区分	受験番号	氏　　名

〔注意事項〕

1　試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この試験は、コンピュータを利用して採点するため、解答用紙にていねいに鉛筆で記入してください。

3　解答用紙には解答記入欄以外に次の記入があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入し、マークしてください。

(1)　受験区分・受験番号欄

受験区分・受験番号（数字）を受験票のとおりに記入し、さらにその下のマーク欄にマークしてください。正しくマークされていない場合には、採点できないことがあります。

(2)　氏名欄、校種等・教科（科目）欄

氏名・フリガナ及び校種等・教科（科目）を記入してください。なお、校種等・教科（科目）については、受験票のとおりに記入してください。

4　試験時間は60分です。

5　解答は、解答用紙の解答記入欄にマークしてください。例えば、[1]と表示のある解答番号に対して③と解答する場合は、次の（例）のように解答番号[1]の解答記入欄の③にマークしてください。

（例）

解答番号	解答記入欄 1 － 20
[1]	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　解答用紙の解答記入欄は、全部で、[100]まで記入できるようになっていますが、〔養護教諭〕試験の解答番号は1～49ですので、解答記入欄の[50]～[100]は絶対に記入しないでください。

7　どの問題も、解答番号一つにつき解答記入欄にマークできる答えは必ず一つです。二つ以上の番号にマークしたものは採点されません。

8　解答番号のマークを間違えたときは、消しゴムで完全に消してからマークしてください。

9　計算を要する問題は、問題用紙の余白を利用してください。解答用紙で計算しないでください。

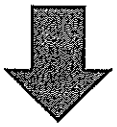
10　問題の内容についての質問はできません。

正誤表

○ 養護教諭　1ページ　［1］　問1

（誤）

へ　水痘にあつては、すべての発しんが痂疲化するまで。



（正）

へ　水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

〔1〕「学校保健安全法施行規則（令和五年四月改正）第三章　感染症の予防」について、各問いに答えなさい。

問1　次の記述は、「(出席停止の期間の基準)」の一部である。空欄［ア］～［エ］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。
解答番号は［1］。

（出席停止の期間の基準）
第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。
一　第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。
二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
イ　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後［ア］を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。
ロ　百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は［ア］間の適正な［イ］による治療が終了するまで。
ハ　［ウ］にあつては、解熱した後三日を経過するまで。
ニ　流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後［ア］を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
ホ　風しんにあつては、発しんが消失するまで。
ヘ　水痘にあつては、すべての発しんが痂疲化するまで。
ト　［エ］にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
チ　新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後［ア］を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
三　結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかつた者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

①	ア	七日	イ	抗炎症薬	ウ	麻しん	エ　咽頭結膜熱
②	ア	五日	イ	抗炎症薬	ウ	咽頭結膜熱	エ　麻しん
③	ア	七日	イ	抗菌性物質製剤	ウ	咽頭結膜熱	エ　麻しん
④	ア	五日	イ	抗菌性物質製剤	ウ	麻しん	エ　咽頭結膜熱

問２　次の記述は、「(感染症の予防に関する細目)」である。空欄［ 2 ］～［ 4 ］に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。解答番号は［ 2 ］～［ 4 ］。

(感染症の予防に関する細目)

第二十一条　校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかつている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、［ 2 ］その他適当な処置をするものとする。

２　校長は、学校内に、感染症の［ 3 ］に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、［ 2 ］その他適当な処置をするものとする。

３　学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な［ 4 ］を行うものとする。

①　消毒　　②　病毒　　③　保健指導
④　清拭　　⑤　除菌　　⑥　臨時休業
⑦　清潔方法　　⑧　病原体

〔2〕 次の記述は、「中学校学習指導要領（平成29年告示）第2章　各教科　第7節　保健体育　第2　各学年の目標及び内容　〔保健分野〕」の一部である。空欄［5］～［7］に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑨のうちから選びなさい。解答番号は［5］～［7］。

2　内容

（略）

（2）心身の機能の発達と心の健康について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに，ストレスへの対処をすること。

（ア）身体には，多くの器官が発育し，それに伴い，様々な機能が発達する時期があること。また，発育・発達の時期やその程度には，［5］があること。

（イ）思春期には，内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また，成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

（ウ）知的機能，情意機能，社会性などの精神機能は，生活経験などの影響を受けて発達すること。また，思春期においては，自己の認識が深まり，［6］がなされること。

（エ）精神と身体は，相互に影響を与え，関わっていること。［7］やストレスは，心身に影響を与えることがあること。また，心の健康を保つには，［7］やストレスに適切に対処する必要があること。

① 個人差　② 遺伝的要因　③ 環境
④ 標準　⑤ 自己形成　⑥ 葛藤
⑦ 欲求　⑧ 差別化　⑨ 自己評価

〔3〕 次の記述は、「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説　特別活動編（平成 29 年 7 月）第３章　各活動・学校行事の目標と内容　第３節　学校行事　２ 学校行事の内容（３）健康安全・体育的行事」の一部である（一部表記を改めたところがある）。
空欄 8 ～ 10 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。
解答番号は 8 ～ 10 。

> ２　実施上の留意点
> ア　健康安全に関する行事において，例えば，健康診断を実施する場合には，健康診断や健康な生活のもつ意義，人間の生命の尊さ，異性の尊重，健康と環境との関連などについて，学級活動，生徒会活動及び各教科，道徳などの内容との 8 な関連を図り，健康・安全に関する指導の一環としてその充実を期すること。
> その際，9 の心構えなどについて理解させ，関心をもたせるようにするとともに，事後においては，例えば，体に疾病などが発見された生徒の 10 ，事故や災害から自他の安全を守ることの意義などの指導について十分配慮すること。

① 密接　② 横断的　③ 系統的
④ 参加　⑤ 受診　⑥ 対応
⑦ 措置　⑧ 支援

〔4〕 次の記述は、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説　総則編（平成30年7月）第3章　教育課程の編成　第1節　高等学校教育の基本と教育課程の役割　2　生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第1章総則第1款2）」の一部である。
空欄 11 ～ 13 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。
解答番号は 11 ～ 13 。

(3) 健やかな体（第1章総則第1款2 (3)）
（略）
健康に関する指導については，生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや，必要な情報を自ら収集し，適切な意思決定や行動選択を行い，積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。
特に，学校における食育の推進においては，栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病，痩せ，［11］等の健康課題が見られるほか，食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため，生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより，生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう，栄養のバランスや規則正しい食生活，食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また，これら心身の健康に関する内容に加えて，自然の恩恵・勤労などへの感謝や［12］などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては，保健体育科，家庭科，特別活動などの指導を相互に関連させながら，学校の教育活動全体として効果的に取り組むことが重要である。その際，教師間の連携に努めるとともに，学校や地域の実情に応じて［13］等の専門性を有する教職員や地域の有識者等との連携に努めることにも配慮することが大切である。

① 栄養教諭　② 摂食障害　③ 養護教諭
④ 食物アレルギー　⑤ 貧血　⑥ 食文化
⑦ 地場産物　⑧ 伝統食

〔5〕 次の記述は、「食育基本法（平成二七年九月改正） 第三章 基本的施策」の一部である。空欄［ 14 ］、［ 15 ］に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［ 14 ］、［ 15 ］。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を［ 14 ］に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する［ 15 ］の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

① 協力体制　② 継続的　③ 効果的
④ 相談体制　⑤ 積極的　⑥ 指導体制

〔6〕 次の記述は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（令和３年１月26日中央教育審議会）第Ⅱ部　各論　２．９年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」の一部である。空欄［16］、［17］に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［16］、［17］。

（５）生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

○　健康教育においても，児童生徒等の心身の状況等を踏まえて，［16］に基づく個に応じた指導・支援を充実させることにより，生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成することが重要である。

○　このために，健康を保持増進する全ての活動を担う養護教諭を適正に配置し，養護教諭の専門性や学校保健推進の中核的役割，コーディネーターの役割を発揮し，組織的な学校保健を展開する必要がある。そのためにも，養護教諭の無配置校をなくしていくべきである。

○　その上で，学校医，学校歯科医，学校薬剤師をはじめとする専門家と引き続き連携を図るとともに，健康の保持増進にとどまらず，今日の子供たちの抱える様々な問題に対処する上でも，教育界と医療界が協力して取り組むことが重要である。また，健康診断情報をはじめとする学校保健情報を速やかに［17］し，効果的に活用することが今後一層求められる。

① 共有　　② エビデンス　　③ 統計解析
④ 電子化　　⑤ 学習指導要領　　⑥ 学校保健安全法

〔7〕 次の記述は、「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引（平成31年3月文部科学省） 第1章 総説 第1節 学校における保健教育の意義」の一部である。
空欄 18 ～ 20 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。
解答番号は 18 ～ 20 。

3．保健教育の目標と位置付け

（略）

（2）保健教育の目標

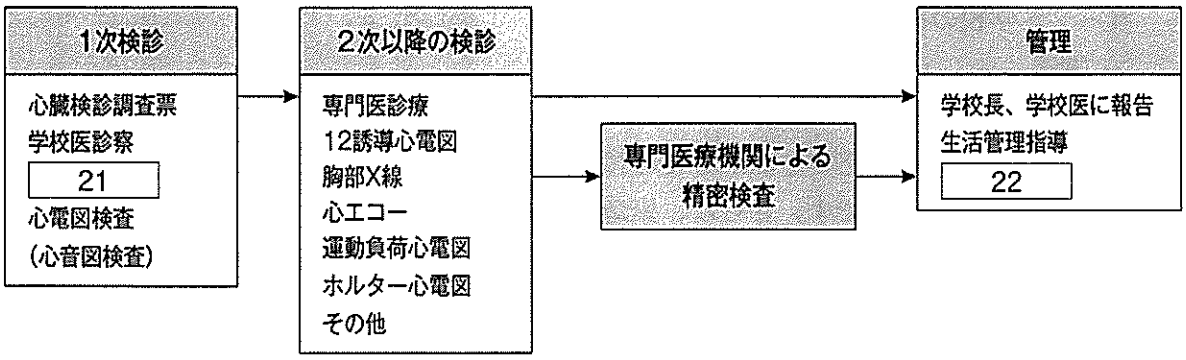
小学校学習指導要領第1章総則第1の2の（3）において示されているとおり，学校における体育・健康に関する指導は，児童の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることをねらいとしている。特に，健康に関する指導については，児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや，必要な情報を自ら収集し，適切な意思決定や行動選択を行い，積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切であることが示されている。こうした指導については，学校段階に応じて，中学校や高等学校学習指導要領総則にも示されている。

その趣旨に基づき，小学校，中学校，高等学校を通じて，学校における保健教育の目標は，生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ，児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け，生涯を通じて健康・安全で 18 ある生活を送るための基礎を培うことである。

特に，小学校教育においては，低学年からの生活習慣の乱れがみられること，就学前教育あるいは義務教育としての中学校教育との円滑な 19 を図る必要があること等から，各学年の発達の段階の特徴を考慮して，身近な生活における自己の健康課題に気付き，その課題解決に向けて自ら取り組み，健康な 20 や学校づくりに貢献するための資質・能力の基礎を育成することが大切である。

① 連携　② 活力　③ 社会
④ 価値　⑤ 接続　⑥ 地域
⑦ 充実感　⑧ 家庭

〔8〕 次の表は、「学校心臓検診の実際　スクリーニングから管理まで　令和２年度改訂（公益財団法人　日本学校保健会）　Ⅱ．検診システム　A　１次検診　２　１次検診のシステムと実施学年　表Ⅱ－１　学校心臓検診の流れ」である。空欄 21 、 22 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は 21 、 22 。



① 学校要望　② 服薬　③ 保護者要望
④ 定期検診　⑤ 本人要望　⑥ 健康相談

〔9〕 次の記述は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》(公益財団法人　日本学校保健会) 第１章　総論　５．アレルギー疾患の対応推進体制」の一部である。空欄 23 、 24 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は 23 、 24 。

５－２　学校の役割

(略)

イ　緊急時対応体制の整備

緊急時の対応の充実をはかるためには、事前に学校医、主治医、地域の 23 等との体制づくりが重要です。さらに、緊急時に教職員が組織的に対応できるように、全教職員がアレルギーを理解し情報共有するとともに、実践的な訓練を 24 に行う必要があります。

① 医療機関　② 消防機関　③ 定期的
④ 効率的　⑤ 個別

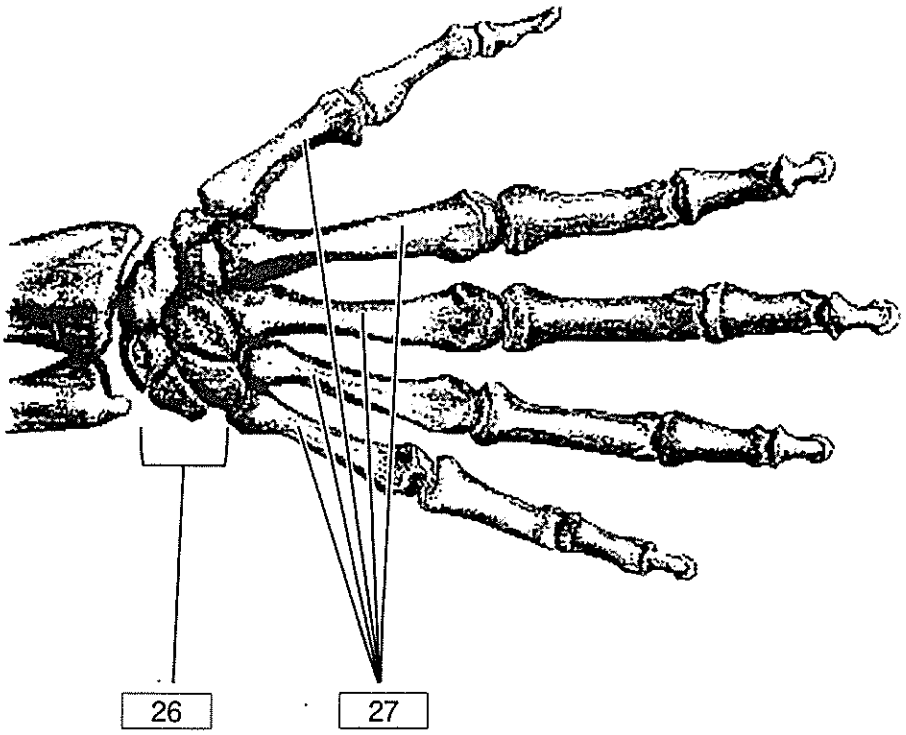
〔10〕「熱中症環境保健マニュアル 2022（令和４年３月改訂環境省）Ⅲ．熱中症を防ぐためには　３．運動・スポーツ活動時の注意事項　（２）運動時の対策」についての説明として適切ではないものを、次の①～③のうちから選びなさい。解答番号は 25 。

① 環境条件の指標は気温、気流、湿度、輻射熱を合わせた暑さ指数（ＷＢＧＴ）が望ましいが、気温が比較的低い場合には湿球温度を、気温が比較的高い場合には乾球温度を参考にしてもよい。

② 熱中症は急に暑くなる７月下旬から８月上旬に集中している。夏以外でも、急に暑くなると熱中症が発生する。

③ 暑い時は水分をこまめに補給する。運動前後で体重減少が２％以内になるように水分を摂取する。汗をたくさんかく場合には、塩分の補給も必要であり、１～２％程度の食塩水が適当である。

〔11〕 次の図は、右手背の図である。図の 26 、 27 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は 26 、 27 。



（図　新版　からだの地図帳　講談社　2014 年 より作成）

① 末節骨　② 手根骨　③ 寛骨
④ 中手骨　⑤ 基節骨　⑥ 中節骨

〔12〕 川崎病の症状の特徴として、適切ではないものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 28 。

① 眼球結膜充血や、頸部リンパ節腫脹がみられる。
② 発熱は伴わず、多くは学齢期に発症する。
③ 手や足に硬性浮腫がみられる。
④ 冠動脈がしばしば拡大することがある。

〔13〕 人の血糖濃度について、空欄 29 ～ 31 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。解答番号は 29 ～ 31 。

血糖濃度が上昇すると、 29 が働き、すい臓のランゲルハンス島のB細胞から 30 が分泌される。 30 は、細胞内への 31 の取り込みや、細胞中の 31 の分解を促進する。また、肝臓において、 31 からグリコーゲンへの合成を促進する。その結果、血糖濃度が低下する。

① グリシン　② 交感神経　③ グルコース
④ インスリン　⑤ アドレナリン　⑥ 糖質コルチコイド
⑦ グルカゴン　⑧ 副交感神経

〔14〕「学校において予防すべき感染症の解説（平成30年3月公益財団法人　日本学校保健会）Ⅲ．感染症各論　4．その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）」について、各問いに答えなさい。

問1　感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症など）についての説明として適切ではないものを、次の①～④のうちから選びなさい。
解答番号は 32 。

① 感染力は急性期が最も強く、便中にウイルスが3週間以上排出されることもある。

② 感染経路は、飛沫感染、接触感染、経口（糞口）感染である。ノロウイルス感染症では、空気感染（塵埃感染）もある。

③ ノロウイルス感染症は秋～冬に多く、ロタウイルス感染症は夏～秋に多く、アデノウイルス感染症は年間を通じて発生する。

④ 症状の多くは2～7日で治るが、脱水、けいれん、肝機能異常、脳症などを合併し、命に関わることもある。

問2　マイコプラズマ感染症についての説明として適切ではないものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 33 。

① 咳を主症状とし、学童期以降のウイルス性肺炎としては最も多い。
② 夏から秋にかけて多く、家族内感染や再感染も多くみられる。
③ 飛沫感染としての一般的な予防法を励行する。
④ 症状が改善し、全身状態の良い者は登校（園）可能である。

〔15〕「学校給食調理従事者研修マニュアル（平成24年3月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課） 第4章 食中毒の基礎知識 （1）食中毒の原因となる病原体について」に記述されている食中毒の原因菌、発生機序、特徴の組合せとして最も適切なものを、次の①～④のうちから選びなさい。解答番号は 34 。

	【原因菌】	—	【発生機序】	—	【特徴】
①	サルモネラ属菌	—	感染型	—	生肉、特に鶏肉と卵を汚染することが多い
②	黄色ブドウ球菌	—	感染型	—	潜伏期間が1～10日と長い
③	腸管出血性大腸菌	—	毒素型	—	耐熱性の毒素（エンテロトキシン）を産生する
④	ボツリヌス菌	—	毒素型	—	好気性菌。毒性の強い神経毒を産生する

〔16〕 次の記述は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（平成27年12月21日中央教育審議会）」の一部である（一部表記を改めたところがある）。
空欄 35 、 36 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。
解答番号は 35 、 36 。

3．「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

（1）専門性に基づくチーム体制の構築

a　教職員の指導体制の充実

（略）

ウ　養護教諭

〈現状〉

（略）

〈成果と課題〉

養護教諭は，学校に置かれる教員として，従来から，児童生徒等の心身の健康について中心的な役割を担ってきた。

今後は，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されている学校において，それらの専門スタッフとの 35 が求められることから，35 のための仕組みやルールづくりを進めることが重要である。

引き続き，児童生徒等の心身の健康に関して課題の大きな学校については，養護教諭の複数配置を進めていく必要がある。さらに，養護教諭の必要性が高まっていることから，今後，国において，複数配置の基準の引下げについても検討していくべきである。

学校医等については，その専門性を生かし，学校保健委員会などの活動に関して指導・助言を行うなど，より一層，積極的な役割を果たすことが期待されている。

〈改善方策〉

・　国は，養護教諭が専門性と保健室の 36 を最大限に生かすことができるよう，大規模校を中心に，養護教諭の複数配置を進める。

① 機能　② 特性　③ 協働
④ 空間　⑤ 連携　⑥ 調和

〔17〕 次の記述は、「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～(平成29年３月文部科学省)第２章　学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方」の一部である（一部表記を改めたところがある)。空欄 37 ～ 39 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。解答番号は 37 ～ 39 。

＜いじめ、自殺、児童虐待、保護者の養育に関する問題への対応＞

ア　いじめ

・いじめの発見・通報を受けた教職員は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（いじめ防止対策推進法第22条）で情報共有し、組織で指導・支援体制を組む。重大事態(※)については、いじめ防止対策推進法第28条により対処する。

(※)重大事態とは

・いじめにより児童等の生命、心身又は 37 に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により対応する。

(略)

ウ　児童虐待等

・児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに、市区町村、 38 等に 39 しなければならない。(児童虐待防止法第６条)

① 医療機関　② 教育を受ける権利　③ 学習環境
④ 財産　⑤ 通告　⑥ 相談
⑦ 報告　⑧ 児童相談所

〔18〕 次の記述は、「養護教諭のための児童虐待対応の手引（平成19年10月文部科学省） 第3章 児童虐待の早期発見・早期対応 2 身体的虐待の早期発見の視点とその対応」の一部である（一部表記を改めたところがある）。空欄 40 、 41 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。解答番号は 40 、 41 。

（1）身体的虐待の対応に当たっての基本的な留意事項

（略）

イ 子どもへの対応時において養護教諭が留意すべきこと

（ア） 子どもへの質問

受傷原因を子どもに尋ねる場合は、「このけがは誰かに“殴られて”できたものでしょ。」といったような誘導的な質問、「なぜ、こんなことになったの？」などの問い詰めるような質問の仕方はしないようにする。このような質問は、子どもの自由な発言を妨げ、 40 をつかみづらくする危険性があるからである。子どもが「あのね、お父さんがね・・」という情報を話し出したなら、まずは「お父さんがどうしたの？」というような漠然とした質問で返し、子どもに 41 を与える聞き方をするのがよい。その上で、漠然と聞いても黙り込んでしまう子どもには質問の後に選択肢を添えたり（「お父さんかな、お母さんかな、それとも他の人？」など）、状況や感情、出来事の順序などを確認するために、「はい」「いいえ」で答えられる形式の質問（「お父さんがお酒を飲んだ後の出来事だったんだね？」など）をしたりすることも必要となるが、こうした質問は、誘導にもなりやすい傾向があるので留意が必要である。

なお、子どもの心身の安全・安心の確保がされておらず、保護者から虐待を受ける危険性がある状況では、子どもは本当のことを話しづらいことを知っておく必要がある。

① 事実関係　② 子どもの気持ち　③ 信頼
④ 主導権　⑤ 親近感

〔19〕「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－（平成22年7月文部科学省） 第1章 災害や事件・事故発生時における子どもの心のケア 2 災害や事件・事故発生時における心のケアの基本的理解 （1）災害や事件・事故発生時におけるストレス症状」について、各問いに答えなさい。

問1 次の記述は、「1 子どものストレス症状の特徴」の一部である（一部表記を改めたところがある）。空欄［ 42 ］、［ 43 ］に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。解答番号は［ 42 ］、［ 43 ］。

1 子どものストレス症状の特徴

災害等に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体の症状も現れやすいことが子どもの特徴である。また、症状は心理的ストレスの種類・内容、ストレスを受けてからの時期によって変化する。そのようなストレス症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など［ 42 ］を問わず見られる症状と、［ 43 ］によって異なる症状が含まれる。

① 性別　② 年齢　③ 既往症
④ 家庭環境　⑤ 時間の経過　⑥ 発達段階

問２　次の記述は、「２　急性ストレス障害（Acute　Stress　Disorder）」の一部である（一部表記を改めたところがある）。空欄［（ア）］～［（エ）］に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。解答番号は［44］。

２　急性ストレス障害（Acute　Stress　Disorder）

急性ストレス障害の主な症状は、次のようなものである。

ア　持続的な［（ア）］症状

・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする

・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）　等

イ　体験を連想させるものからの［（イ）］症状

・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする

・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとする等）

・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる　等

ウ　感情や緊張が高まる［（ウ）］症状

・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く　等

このような「［（ア）］症状」「［（イ）］症状」「［（ウ）］症状」がストレス体験の［（エ）］週間以内に現れ、２日以上かつ［（エ）］週間以内の範囲で症状が持続した場合を「急性ストレス障害　Acute　Stress　Disorder」と呼ぶ。

①	（ア）　再体験	（イ）　逃避	（ウ）　覚せい亢進	（エ）　3
②	（ア）　追体験	（イ）　回避	（ウ）　感受性亢進	（エ）　3
③	（ア）　追体験	（イ）　逃避	（ウ）　感受性亢進	（エ）　4
④	（ア）　再体験	（イ）　回避	（ウ）　覚せい亢進	（エ）　4

〔20〕 次の記述は、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂2版文部科学省）第2章　学校における安全教育　第1節　安全教育の目標」の一部である。空欄 45 ～ 47 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑧のうちから選びなさい。解答番号は 45 ～ 47 。

1　安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

○　様々な 45 や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識・技能）

○　自らの安全の状況を適切に 46 するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等）

○　安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（ 47 ・人間性等）

① 人為災害　② 学びに向かう力　③ 問題解決
④ 自己実現力　⑤ 評価　⑥ 自然災害
⑦ 危険察知能力　⑧ 分析

〔21〕 次の記述は、「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を改正する件（令和四年文部科学省告示第六十号）」の一部である（一部表記を改めたところがある）。

空欄 48 、 49 に当てはまる最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。

解答番号は 48 、 49 。

学校環境衛生基準

第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準

１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温	（1）換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	（2）温度	48 ℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	（3）相対湿度	30％以上、80％以下であることが望ましい。
	（4）浮遊粉じん	0.10mg／m^3以下であること。
	（5）気流	0.5m／秒以下であることが望ましい。
	（6）一酸化炭素	49 ppm 以下であること。
	（7）二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい。
	（8）揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	100μg／m^3以下であること。
	イ．トルエン	260μg／m^3以下であること。
	ウ．キシレン	200μg／m^3以下であること。
	エ．パラジクロロベンゼン	240μg／m^3以下であること。
	オ．エチルベンゼン	3800μg／m^3以下であること。
	カ．スチレン	220μg／m^3以下であること。
	（9）ダニ又はダニアレルゲン	100 匹／m^2以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。

① 6　② 8　③ 10

④ 16　⑤ 17　⑥ 18

令和５年度実施教員採用候補者選考試験
教科専門試験[養護教諭]　　正答及び配点

解答番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
正答	④	①	②	⑦	①	⑤	⑦	①	④	⑦
配点	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
解答番号	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
正答	④	⑥	①	③	⑥	②	④	②	⑤	⑧
配点	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
解答番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
正答	①	⑥	②	③	③	②	④	②	⑧	④
配点	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
解答番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
正答	③	③	①	①	③	①	④	⑧	⑤	①
配点	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
解答番号	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
正答	④	②	⑥	④	⑥	⑤	②	⑥	①	
配点	2	2	2	3	2	2	2	2	2	